

承認第8号

専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月4日提出

中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、中間市特別職職員の
給与等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成 25 年 5 月 31 日

中間市長 松下 俊男



中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(市長の給料の特例措置)

- 20 市長の給料については、平成25年7月21日までの間、前項の規定にかかわらず、同項の規定により支給する額から同項の規定により支給する額に10分の10を乗じて得た額を減じて得た額を支給する。

(副市長の給料の特例措置)

- 21 副市長の給料については、平成25年7月31日までの間、附則第19項の規定にかかわらず、同項の規定により支給する額から同項の規定により支給する額に10分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額)を減じて得た額を支給する。

附 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。

中間市特別職職員の給与等に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 1～19 (略)</p> <p>(市長の給料の特例措置)</p> <p>20 市長の給料については、平成 25 年 7 月 21 日までの間、前項の規定にかかわらず、同項の規定により支給する額から同項の規定により支給する額に 10 分の 10 を乗じて得た額を減じて得た額を支給する。</p> <p>(副市長の給料の特例措置)</p> <p>21 副市長の給料については、平成 25 年 7 月 31 日までの間、附則第 19 項の規定にかかわらず、同項の規定により支給する額から同項の規定により支給する額に 10 分の 1 を乗じて得た額(1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げた額)を減じて得た額を支給する。</p>	<p>附 則 1～19 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>